

2025 年度海外留学支援制度（協定派遣）における渡航支援金について

2025 年度海外留学支援制度（協定派遣）における渡航支援金（以下「渡航支援金」という）の受給を希望する者がいる場合、下記を参照のうえ渡航支援金の対象となるかを判断してください。

1. 支給金額

一定の家計基準又は一定の派遣期間を満たしている場合、渡航支援金の支給対象者となります。支援金の額は下表のとおりです。以下 2-（ア）・（イ）の両方に該当する場合は、（ア）のみの支給対象者となります。

渡航支援金（家計基準）	渡航支援金（派遣期間）
16 万円	1 万円

※定められた渡航支援金の額を変更しての支給や分割支給、派遣プログラム参加費を差し引いての支給等はできません。

※渡航支援金支給対象者は月額奨学金支給対象者（派遣学生）である必要があります。渡航支援金を受給後、派遣学生としての登録を取り消す場合は、渡航支援金を全額返納する必要があります。

※同一派遣学生を同一プログラムで複数回派遣する場合は、初回の渡航時のみ支給します。

※同一派遣学生を複数プログラムに派遣する場合は、プログラムごとに渡航支援金を支給できます。

2. 支給対象・基準

（ア）家計基準

派遣学生の家計基準により渡航支援金支給対象であるか否かを判断する場合、生計維持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得者の場合	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。

※年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※養育費は収入に含みません。

（イ）派遣期間

派遣学生の実施期間により渡航支援金支給対象者であるか否かを判断する場合、新規登録時の奨学金支給回数が 6 回以上の派遣学生が対象です。登録変更により奨学金支給回数が 6 回未満から 6 回以上となっても渡航支援金の対象にはなりません。

3. 提出する書類（写し可）

（ア）家計基準

生計維持者とは、原則として父母双方（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）となります。ただし、大学院生については、独立生計であると本人より申告があった場合は、下記の表「V. その他（独立生計等）」を確認してください。

I 父母ともにいる場合		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母と同居・別居 （一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任		
II 父母が離婚調整中		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母が離婚調整中	父母（2名） ※離婚調整中でも原則父母となります。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調整中 （父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない）	学校の生活を支援する父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係が確認できる書類（例：裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等）
III 父母が離婚		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母は離婚しており、再婚していない ※未婚も含む	原則父母（2名） ※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）を生計維持者とすることができます。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※1名の生計維持者とする場合は、離婚した事実関係が確認できる書類 （例：戸籍謄本または当該父母に係る戸籍抄本）
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類

IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父、母又は親族（1名）の収入・所得を証明する書類
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている ※代わりの支援者が居ない場合は、学生本人が生計維持者	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	・事実関係が確認できる書類（例：戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票（マイナンバーのないもの）等） ※「2 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている」において、代わりの支援者がいないため、学生本人が生計維持者となる場合、上記書類と「独立生計者 収入・支出確認書」（様式 R-2）の提出が必要となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）又は生死不明（行方不明）により意思疎通ができない	意思疎通ができる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係が確認できる書類（例：主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者受理証明」等）
V その他（独立生計等）		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	大学院生（未婚で、独立生計である）	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・「独立生計者 収入・支出確認書」（様式 R-2） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（ただし、合計所得金額が <u>48 万円以下</u> の場合、生活費の管理に使用している<u>預貯金通帳の「口座名義人」と「直近 3 ヶ月分記帳部分」</u>の写しの提出が必要となります。） ・学生本人の住民票（世帯（婚姻）状況が記載され、<u>マイナンバーのないもの</u>

2	学生が結婚している ※事実婚も含む ※ 3、4 の場合を除く	学 生 と 配 偶 者 （ 2 名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人（1 名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 （配偶者控除欄の分かるもの）
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者（1 名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・配偶者の収入・所得を証明する書類 （配偶者控除欄の分かるもの）
5	家庭内暴力（DV 等）により父母と別居している	主に支援をしている親族（1 名）又は学生本人 ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人 1 名となります。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・親族（1 名）又は学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実確認が確認できる書類（例：公的期間による証明書等）
6	社会的養護を必要とし、満 18 歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	学生本人（1 名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実確認が確認できる書類（例：公的機関による証明書等）

（イ）派遣期間

派遣期間奨学金支給回数によって自動的に判断されますので、原則、証明書は不要です。

4. 収入・所得を証明する書類

原則、2025 年度所得証明で 2－（ア）「家計基準」を満たしているか確認してください。ただし、2025 年 6 月頃までに派遣学生として登録する者で、2025 年度所得を証明する書類の発行が間に合わない場合は、2024 年度の所得を証明する書類で構いません。

所得を証明する書類	
市区町村役場発行の <u>所得・課税（非課税）証明書（写し可）【必須】</u> ※書類の名称は市町村によって異なる場合があります。 ※「合計所得金額（無収入の場合、0 円と記載のあるもの）」が記載された証明書に限ります。	

確認事項		
2025 年 1 月 1 日時点の居住地が、国内居住である	給与所得者のみの場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「給与収入額」欄の合計が 300 万円以下であること
	給与以外の所得を含む場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「合計所得金額」欄の合計が 200 万円以下であること
	生活保護を受けている場合	生活保護決定（変更）通知書等の写し
2025 年 1 月 1 日時点の居住地が、海外居住である	海外勤務の場合	（和訳された）生計維持者全員分の「2024 年 1～12 月までの 12 か月分の収入証明書類（源泉徴収票や給与明細等の写し）より確認してください。（12 か月分を準備できない場合は 2024 年 10 月から 12 月分の 3 ヶ月分が必要です。4 倍した金額を収入とみなします。） ※日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。
	無収入の場合	（和訳された）自治体等（第三者）から無収入であることを証明する書類を確認してください。

5. 申請方法

渡航支援金の申請に必要な書類（PDF）を奨学金支給対象者登録時に所定の方法にて提出してください。

渡航支援金の申請は、奨学金支給対象者登録データの新規申請時のみ行うことができます。新規登録で派遣学生の申請が承認された後に、渡航支援金だけ追加申請することができませんのでご注意ください。なお、派遣期間による渡航支援金の対象者は JASSO 管理システムにより自動判定されるため、申請不要です。

6. 支給方法

初回の奨学金支給時まで（初回の奨学金支給時を含む）に支給します。